

第6回呉市・下蒲刈町合併協議会次第

平成14年8月5日(月)10時00分
すこやかセンターくれ 1階 多目的ホール

- 1 挨拶 会 長 小 笠 原 臣 也
 副 会 長 竹 内 弘 之

- 2 開 会

- 3 会議録署名委員の指名

- 4 協議事項 協議第18号 新市建設計画について(継続協議案件)
 協議第35号 合併協定書について

- 5 そ の 他

- 6 挨 拶 中 田 清 和 委 員

- 7 閉 会

第6回呉市・下蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

| | | |
|-----|---------------------|-----------|
| 会 長 | 呉 市 長 | 小 笠 原 臣 也 |
| 委 員 | 呉 市 助 役 | 赤 松 俊 彦 |
| 委 員 | 呉 市 議 会 議 長 | 中 田 清 和 |
| 委 員 | 呉 市 議 会 副 議 長 | 石 山 講 |
| 委 員 | 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 | 岩 原 椋 |
| 委 員 | 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 | 石 崎 元 成 |
| 委 員 | 呉商工会議所 専務理事 | 岩 城 公 順 |
| 委 員 | 呉市自治会連合会副会長 | 吉 井 光 廣 |
| 委 員 | 呉市女性連合会副会長 | 三 戸 光 子 |

(下蒲刈町)

| | | |
|-----|-----------------------|-----------|
| 副会長 | 下 蒲 刈 町 長 | 竹 内 弘 之 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 助 役 | 杉 原 裕 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 議 会 議 長 | 花 浦 照 広 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 議 会 副 議 長 | 船 田 孝 敏 |
| 委 員 | 下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会委員長 | 船 田 信 義 |
| 委 員 | 下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会副委員長 | 蔦 村 正 勝 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 商 工 会 会 長 | 竹 内 美 智 三 |
| 委 員 | 下 島 区 長 | 宇 都 宮 杉 三 |
| 委 員 | 下蒲刈町女性団体連合会会長 | 伊 豆 本 悦 子 |

(顧 問)

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 顧 問 | 広島県呉地域事務所長 | 加 賀 美 和 正 |
|-----|------------|-----------|

(事務局)

| | | | |
|--------|---------------|-------|-----|
| 事務局 長 | 呉市広域行政推進室長 | 芝 山 | 公 英 |
| 事務局 参事 | 呉市広域行政推進室次長 | 中 本 | 克 州 |
| 事務局 次長 | 呉市広域行政推進室主幹 | 佐 々 木 | 寛 |
| 事務局 次長 | 下蒲刈町参事(兼)総務課長 | 柴 村 | 隆 博 |
| 事務局 次長 | 下蒲刈町参事 | 香 川 | 逸 志 |

協議第18号 新市建設計画について（継続協議案件）

呉市・下蒲刈町合併建設計画（案） （まちづくりビジョン）

呉市・下蒲刈町合併協議会

目 次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 計画策定の方針 | 1 |
| 1 | 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 2 計画の構成 | 1 |
| 3 | 3 計画の期間 | 1 |
| 2 | 呉市・下蒲刈町の概況 | 2 |
| 1 | 1 現況 | 2 |
| 2 | 2 呉市と下蒲刈町との結び付き | 5 |
| 3 | 3 下蒲刈町のまちづくりの特色 | 6 |
| 3 | 合併の必要性と効果 | 7 |
| 1 | 1 合併の必要性 | 7 |
| 2 | 2 合併の効果 | 9 |
| 4 | まちづくりの基本方針 | 11 |
| 1 | 1 新しいまちづくり | 11 |
| 2 | 2 呉市の役割 | 11 |
| 3 | 3 下蒲刈町の役割 | 11 |
| 4 | 4 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針 | 12 |
| 5 | まちづくり計画 | 14 |
| 1 | 1 保健・医療・福祉の充実 | 14 |
| 2 | 2 生活環境の整備 | 14 |
| 3 | 3 産業の振興 | 16 |
| 4 | 4 道路・交通体系の整備 | 18 |
| 5 | 5 教育の充実・文化の振興 | 18 |
| 6 | 6 行政運営の効率化 | 19 |
| 6 | 公共施設の統合整備 | 20 |
| 7 | 財政計画 | 21 |

1 計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）（以下「まちづくりビジョン」という。）は、合併する両市町の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第2次下蒲刈町長期総合計画及び「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを継承するとともに、第3次呉市長期総合計画を踏まえて、呉市と下蒲刈町の合併に伴う「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」として策定したものです。

呉市、下蒲刈町とも、近年、人口減少や高齢化が進み、産業の振興や高速交通網へのアクセス強化など、地域活性化に向けた施策を進める必要性が一層高まり、合併により自治体としての行政能力を高め、効果的かつ効率的な施策を展開することが求められています。

さらに、呉市の産業機能や様々な都市機能、下蒲刈町の文化や自然など、それぞれの特性を相互に生かしたまちづくりが必要です。

呉市と下蒲刈町の合併により、両市町の住民が力を合わせ、活力があり、安心して生活することのできる新しいまちづくりを進め、両市町の速やかな一体化の促進、住民福祉の向上と地域の更なる発展を図るための新しいまちづくりの基本的指針となり、具体的な施策の方向を示すものとして、この計画を定めます。

2 計画の構成

まちづくりビジョンは、次の項目で構成しています。

- 「1 計画策定の方針」
- 「2 呉市・下蒲刈町の概況」
- 「3 合併の必要性と効果」
- 「4 まちづくりの基本方針」
- 「5 まちづくり計画」
- 「6 公共施設の統合整備」
- 「7 財政計画」

3 計画の期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成15年度から平成24年度までのおおむね10か年計画とします。

2 呉市・下蒲刈町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

広島県の西南部，東経132°34'，北緯34°14' に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は146.37km²，その内54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分断されています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，工業地，農地等として利用されています。

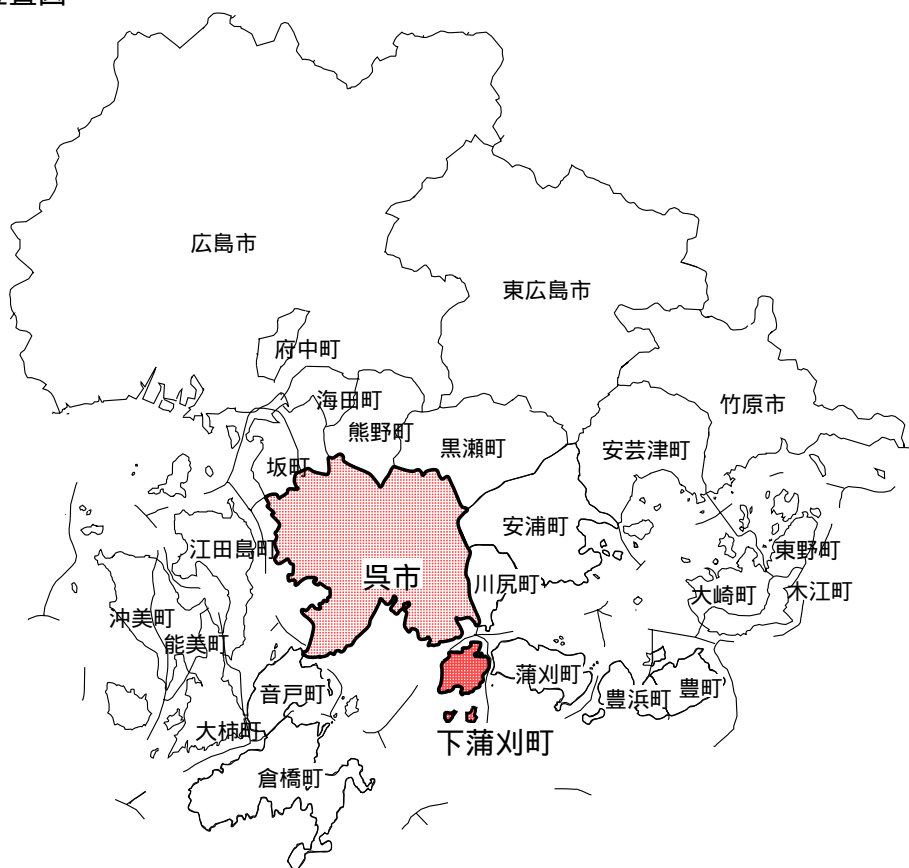
一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々や二河峽，二級峽の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

下蒲刈町

広島県の南端，呉市仁方町の南東海上約5kmに位置し，瀬戸内海に浮かぶ下蒲刈島と上黒島，下黒島，ヒクベの島々から成る総面積8.71km²の町です。北に呉市・川尻町，東に蒲刈町，西に音戸町・倉橋町とそれぞれ海を挟んで隣接しています。四方を海に囲まれ，南には遠く四国連峰を臨み，多島海独特の風光明媚な景観や緑豊かな自然など都市部にはない恵まれた環境です。島しょ部特有の急傾斜地域が多く，標高275mの大平山の山系から連なる山すその限られた地域，すなわち下島，三之瀬，大地蔵集落の立地する地域が平たん地となっています。このように平たん地は少ないが，急傾斜地と瀬戸内海性の温暖な気候を利用し，基幹農作物としてかんきつ類（みかん，レモン）やイチゴを栽培するなど大きな恩恵を受けています。

また，近年まで離島として厳しい立地条件にありましたが，平成12年1月に「安芸灘大橋」が完成・供用開始され，地域産業の振興，町民の利便性や定住条件の向上など，豊かな自然と歴史を生かした新しい魅力あるまちづくりが進みつつあります。

位置図



(2) 歴史

呉市

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 明治19 (1886) 年 | 第二海軍区軍港に指定 |
| 明治22 (1889) 年 | 呉鎮守府開庁 |
| 明治35 (1902) 年 | 和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行 |
| 明治36 (1903) 年 | 呉海軍工廠設立 |
| 昭和 3 (1928) 年 | 吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入 |
| 昭和16 (1941) 年 | 広村・仁方町の2町村を編入 |
| 昭和26 (1951) 年 | 呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。 |
| 昭和31 (1956) 年 | 天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入 (人口 約21万人) |
| 平成 6 (1994) 年 | 呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定 |
| 平成12 (2000) 年 | 特例市に指定 |
| 平成14 (2002) 年 | 市制施行100周年 |

下蒲刈町

| | |
|---------------|--|
| 中世頃 | 瀬戸内海の交通・交易が盛んで、多賀谷水軍が勢力を持ち、丸屋城を築くなど、往来船舶の停泊地として栄える。 |
| 江戸時代 | 三之瀬に本陣・番所・茶屋が整備され、参勤交代の西国大名の船、朝鮮・琉球・オランダ等の使節団が立ち寄るなど大繁栄する。 |
| 明治22 (1889) 年 | 蒲刈島村発足 (現在の下蒲刈町と蒲刈町の全域) |
| 明治24 (1891) 年 | 上蒲刈島村が分村し、向地区を含め下蒲刈島村が新たに誕生 |
| 昭和22 (1947) 年 | 向村が分村。上黒島、下黒島、ヒクベ地域を加え下蒲刈島村を形成 |
| 昭和37 (1962) 年 | 町制施行 (人口 約5千人) |
| 平成12 (2000) 年 | 「安芸灘大橋」完成 |

(3) 人口

1) 人口推移

(国勢調査)

(人)

| | S55年 | S60年 | 増減数 | H 2年 | 増減数 | H 7年 | 増減数 | H12年 | 増減数 |
|------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 呉市 | 234,549 | 226,488 | -8,061 | 216,723 | -9,765 | 209,485 | -7,238 | 203,159 | -6,326 |
| 下蒲刈町 | 4,091 | 3,871 | -220 | 3,536 | -335 | 3,212 | -324 | 2,223 | -989 |
| 合計 | 238,640 | 230,359 | -8,281 | 220,259 | -10,100 | 212,697 | -7,562 | 205,382 | -7,315 |

2) 年齢階層別人口構成

(国勢調査)

(人)

| | H 7年 | | | H12年 | | | | | |
|------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|-------|
| | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 | 0～14歳 | 増減数 | 15～64 | 増減数 | 65歳以上 | 増減数 |
| | 構成比率 | 構成比率 | 構成比率 | 構成比率 | 増減率 | 構成比率 | 増減率 | 構成比率 | 増減率 |
| 呉市 | 29,312 | 141,621 | 38,543 | 27,464 | -1,848 | 132,135 | -9,486 | 43,555 | 5,012 |
| | 14.0% | 67.6% | 18.4% | 13.5% | -6.3% | 65.0% | -6.7% | 21.4% | 13.0% |
| 下蒲刈町 | 372 | 2,036 | 804 | 230 | -142 | 1,230 | -806 | 763 | -41 |
| | 11.6% | 63.4% | 25.0% | 10.3% | -38.2% | 55.3% | -39.6% | 34.3% | -5.1% |
| 合計 | 29,684 | 143,657 | 39,347 | 27,694 | -1,990 | 133,365 | -10,292 | 44,318 | 4,971 |
| | 14.0% | 67.5% | 18.5% | 13.5% | -6.7% | 64.9% | -7.2% | 21.6% | 12.6% |

3) 就業構造

(国勢調査)

(人)

| | H 7年 | | | H12年 | | | | | |
|------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1次産業 | 2次産業 | 3次産業 | 1次産業 | 増減数 | 2次産業 | 増減数 | 3次産業 | 増減数 |
| | 構成比率 | 構成比率 | 構成比率 | 構成比率 | 増減率 | 構成比率 | 増減率 | 構成比率 | 増減率 |
| 呉市 | 1,418 | 33,369 | 67,213 | 918 | -500 | 29,144 | -4,225 | 64,774 | -2,439 |
| | 1.4% | 32.6% | 65.7% | 1.0% | -35.3% | 30.5% | -12.7% | 67.7% | -3.6% |
| 下蒲刈町 | 277 | 452 | 716 | 146 | -131 | 285 | -167 | 522 | -194 |
| | 19.2% | 31.3% | 49.5% | 15.2% | -47.3% | 29.7% | -36.9% | 54.4% | -27.1% |
| 合計 | 1,695 | 33,821 | 67,929 | 1,064 | -631 | 29,429 | -4,392 | 65,296 | -2,633 |
| | 1.6% | 32.6% | 65.5% | 1.1% | -37.2% | 30.5% | -13.0% | 67.6% | -3.9% |

2 呉市と下蒲刈町との結び付き

(1) 日常生活圏の一体性

下蒲刈町から呉市への通勤・通学の割合は、それぞれ通勤人口の23.5%、通学人口の60.2%であるなど、両市町は一体的な生活圏を形成しています。

また、買い物など日常生活でも、下蒲刈町の日用品（最寄品）の36.3%が呉市で購入されているほか、医療機関の利用においても21.6%が呉市への通院となっているなど、両市町は非常に強いつながりがあります。

(2) 呉市と下蒲刈町による広域行政

呉市と下蒲刈町は、呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」（昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成7年8月に設立しています。（広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、平成13年4月、新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートしています。）

(3) 国，県の管轄等

呉市と下蒲刈町は、衆議院議員選挙区を始め、県の地域事務所，教育事務所，警察署管轄区域（広警察），さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

(4) 交通網の一体化

安芸灘諸島連絡架橋の陸地部からの玄関口となる「安芸灘大橋」が平成12年1月に完成・供用開始され、地域住民の利便性を始め、地域の振興に寄与し、従前にも増して呉市がより身近なものになっています。

3 下蒲刈町のまちづくりの特色

下蒲刈町は、瀬戸内海の海上交通の要衝として海駅が置かれ、多賀谷衆など水軍の活躍や善隣友好使節団である朝鮮通信使の寄港地（12回来日したうち11回立ち寄ったといわれる。）として、歴史と伝統を持つ由緒ある町です。

現在は、「文化と歴史の掘り起こし」と瀬戸内の豊かな自然と日本の伝統文化を生かした全島庭園化事業「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを推進し、特に三之瀬地区には、富山県砺波地方の代表的な商家造りである「旧有川邸」を朝鮮通信使資料館『御馳走一番館』、山口県上関町の商家「旧吉田邸」を『あかりの館』、広島県宮島町の町屋「旧木上邸」を『陶磁器館』としてそれぞれ移築復元し、また、海上交通において重要な役目を果たした御番所も復元しています。

さらに、『蘭島閣美術館』、『蘭島閣美術館別館』（寺内萬次郎の作品を常設展示）、『白雪楼』（漢学研さんの場として利用された）、『昆虫の家』（旧竹本邸：島内に生息する多種多様な昆虫たちの標本）、『三之瀬御本陣』の復元、『長雁木』（福島雁木ともいう。）を始め、伝統ある日本建築物、日本庭園、石畳など、自然を生かすとともに、文化と歴史の香る施設整備を進め、安芸灘大橋開通による安芸灘地域の玄関口として、また瀬戸内文化の拠点として、特色あるまちづくりを目指しています。

3 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 交通機関の発達と生活圏の一体化

今日の社会経済的な変化，特に交通網や情報通信手段の発達などにより，人々の生活は住んでいる市町村の枠を越えてはるかに広域化しており，生活圏全体を対象とした一体的・総合的な都市経営が求められています。

なかでも，呉市と下蒲刈町とは，通勤・通学圏，商圈，医療圏など，住民の日常生活圏が一体化しており，既に同じ「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

| 区分 | 町内 | | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | | | | |
|----|-----|------|-----|-----|------|----|-----|------|----|----|-----|
| 通勤 | 662 | 69.0 | 呉 | 226 | 23.5 | 蒲刈 | 27 | 2.8 | 川尻 | 15 | 1.6 |
| 通学 | 14 | 14.3 | 呉 | 59 | 60.2 | 広島 | 15 | 15.3 | 黒瀬 | 4 | 4.1 |

図 通勤

図 通学



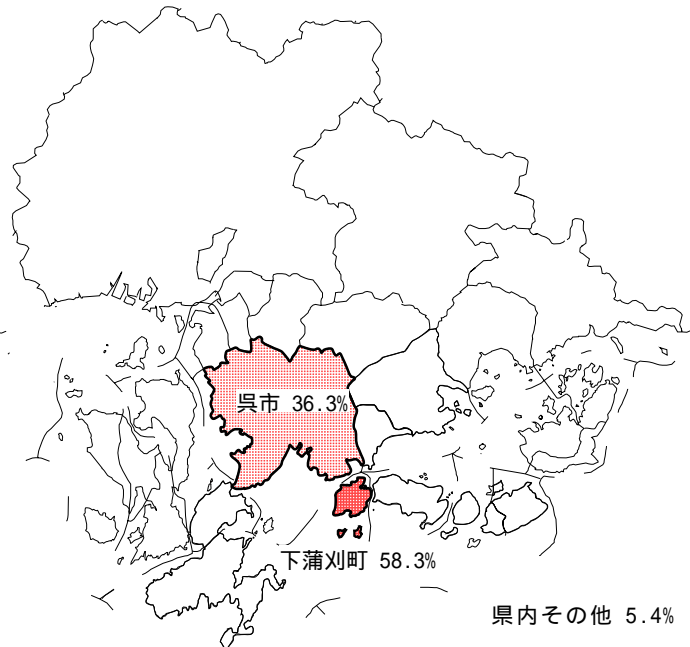
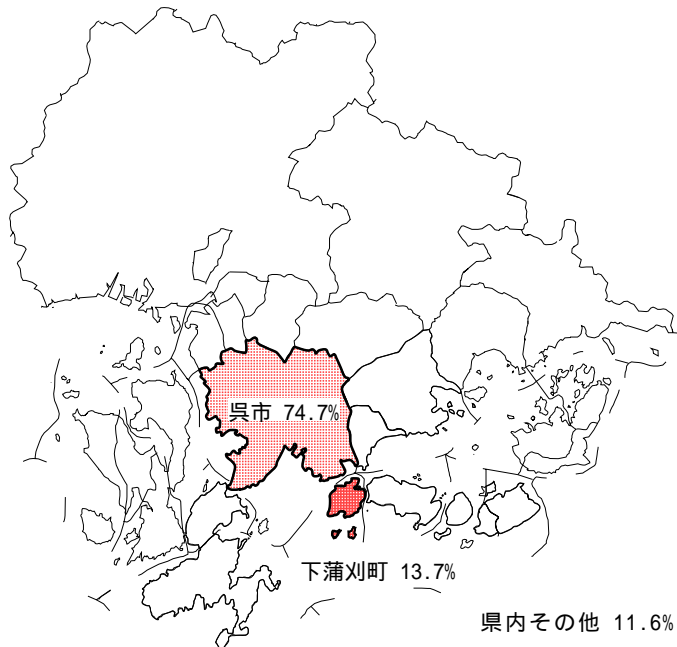
(表2 商圈：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

| 区分 | 町内 | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 買回品 | 13.7 | 呉 | 広島 | - |
| 最寄品 | 58.3 | 呉 | 広島 | - |

図 買回品

図 最寄品



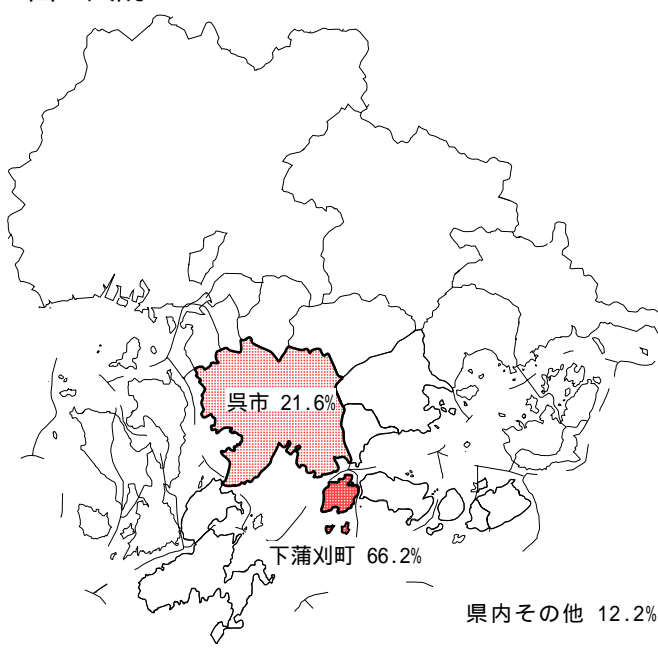
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

| 区分 | 町内 | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----|------|-----|-----|-----|
| 通院 | 74.4 | 呉 | 川尻 | 広島 |
| 入院 | 66.2 | 呉 | 広島 | 東広島 |

図 通院

図 入院



(2) 地方分権，少子・高齢化に備えた行財政能力の強化

21世紀は「福祉の時代」，「地方分権の時代」ともいわれ，少子・高齢化の急速な流れの中で，少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに，地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代背景の中で，都市経営を効果的・効率的に実施するため，行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。そして，合併はそのための最も効果的な手段です。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし，一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は，一定の成果も上がっていますが，総合的な行政主体として，迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには，単一の自治体であることが最適です。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくり施策展開と個性的な地域づくり推進

平成12年1月の安芸灘大橋の開通に伴い，島しょ部と本土との一体化が促進され，各種事業の一体的，効率的な実施が一層重要となってきました。

特に，下蒲刈町は，豊かな自然環境に恵まれており，蘭島閣美術館，松濤園などの文化施設や梶ヶ浜海水浴場，観松園などの観光レジャー施設などが整備されています。こうした「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりの方針を受け継ぎ，合併による効果的な施策を展開することにより，豊かな自然の中で，文化と歴史を生かした環境整備を進め，安芸灘地域の玄関口，海辺の迎賓エリアとして，また，瀬戸内文化の拠点として，更に魅力あるまちづくりが実現できます。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区画が一致することにより，窓口サービスや保育所等の施設利用など，様々な公共施設の利用が広域的に可能となります。

また，下蒲刈町では，各種のサービス（保健・福祉，環境，産業，まちづくり，教育・文化，消防・防災などの分野）が一層充実します。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在，両市町で進められている道路交通網，港湾，公園などの環境整備を合併建設計画に位置付けることにより一層整備が促進され，また，合併に伴う行財政基盤の強化により，重点的な投資が可能となり，各種インフラ整備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急，防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり，災害に対する体制整備が再認識されたところですが，下蒲刈町においても，消防・救急・防災面の充実の必要性が強く求められるようになりました。消防に関しては，現在，下蒲刈町に常備消防はなく，地元消防団組織により対応しており，また，救急に関しては，公立下蒲刈病院の患者搬送車両により初期対応しています。今後は，呉市の消防署及び出張所との連携，さらには，新たな出張所の設置などにより，消防・防災体制や救急体制の整備，充実が推進されます。

(5) 両市町の一層の発展

呉市は，特例市に指定されており，広島県第3位の人口を擁する都市ですが，合併を行うことで，更に活力を増し，一層発展したいと考えています。

下蒲刈町にとっては，合併に伴う多数の新規行政制度の適用や合併建設計画の実施などによって，合併しない場合よりも速やかに住民福祉の向上と地域発展を実現することができますし，新しい呉市の一翼を担うことで，より大きな発展が期待できます。

4 まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

呉地方拠点都市地域（平成6年指定・1市12町）を構成する呉市と下蒲刈町は、瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、瀬戸内海に面している地理的条件を生かしながら、呉市を中心とした高次都市機能や産業業務機能等を強化し、中国・四国地域における「瀬戸内海洋拠点都市」の役割を担う個性豊かな地域として発展を目指します。

広島呉道路（クリアライン）、東広島・呉自動車道を始めとした高速交通機能など、「海・陸・空」の総合的な交通ネットワークを強化するとともに、高度情報化社会の進展に対応した地域情報化の促進などにより、広島・呉・東広島のトライアングル発展地域の一角を担います。

このため、呉市を中心とした重工業の集積に加え、研究・開発など新産業の育成を図るとともに、瀬戸内海地域における豊かな自然を享受する魅力ある居住環境の整備を進めます。

また、瀬戸内海の文化と歴史の地域資源を有機的に結び付けるとともに、総合的な観点に基づき、文化、スポーツ、観光、教育、保健・医療・福祉などの整備、向上に努め、一体的な地域振興を行います。

既に一体的な日常生活圏を形成している呉市と下蒲刈町は、第2次下蒲刈町長期総合計画及び「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを継承するとともに、第3次呉市長期総合計画を踏まえ、一つの自治体になることにより、「瀬戸内海洋拠点都市」として、地域の更なる発展を目指します。

2 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性を確保するとともに、市域内外の連携、交流を促進するため、総合的な交通ネットワークの整備、高次都市機能や産業業務機能等の強化により、呉市の地域拠点性の向上及び地域の発展を図ります。

3 下蒲刈町の役割

平成12年には、下蒲刈町・川尻町間の安芸灘大橋が開通しており、今後、安芸灘諸島連絡架橋3号橋の整備を促進することにより、安芸灘諸島が陸続きとなります。

定住機能の確保と島しょ部の活性化を図るため、下蒲刈町は、安芸灘地域の玄関口に当たる地域として、本地域の行政機能の充実を図るとともに、保健・医療などのサブ拠点の役割を担うことが期待されています。

また、瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和による魅力ある住宅エリアを整備するとともに、蘭島閣美術館、松濤園などの文化ゾーンを始めとした瀬戸内海の文化と歴史を生かし、新呉市の瀬戸内迎賓エリアとして、地域の発展を図ります。

瀬戸内海の文化・迎賓拠点のまちづくり

蘭島閣美術館や松濤園を拠点とした瀬戸内歴史文化回廊ネットワークの整備
文化施設周辺におけるいやしの空間、海の見える景観の整備

安芸灘地域の玄関口及び保健・医療サブ拠点のまちづくり

保健・医療サブ拠点の整備

安芸灘地域との連携による行政機能の充実、整備

瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和・魅力ある住宅エリアのまちづくり

生活環境基盤の整備とコミュニティ拠点の整備

4 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針

土地利用に当たっては、地域の社会的、経済的、自然的条件等に配慮しながら、生活環境を確保し、瀬戸内海の文化と歴史を生かした地域の発展を図ることを基本とし、瀬戸内海洋拠点都市の保健・医療のサブ拠点としての施設整備や機能の充実を目指します。

安芸灘地域の玄関口として、周辺地域との連携を図り、下蒲刈町地域を総合的かつ計画的に整備するための各地区の特性と土地利用の方針は次のとおりです。

【下島地区】

海と文化と歴史エリアの玄関口及び良好な居住環境ゾーン

安芸灘地域の玄関口として、安芸灘大橋開通に伴う都市的機能の集積、自然環境と調和したレクリエーション施設の整備など、周辺地域との連携を図りながら、安芸灘地域の魅力を強化し、交流人口の増加を図ります。

農業生産基盤を整備し、基幹作物であるかんきつ類などを生かした特産品の開発や農業体験などの多様なソフトの充実を図ります。

生活道路の整備、公園やコミュニティ施設の充実など、生活密着型サービスの充実を図るとともに、農業集落としての特性を生かしながら、海辺の快適な居住空間の形成を目指します。

【三之瀬地区】

瀬戸内海の文化・迎賓拠点及び保健・医療サブ拠点ゾーン

瀬戸内海の景観に恵まれた地理的条件を生かしながら、蘭島閣美術館や松濤園など、既存の文化施設機能の充実を図り、呉市における海辺の文化・迎賓拠点としての役割を担います。

保健・医療のサブ拠点として機能の充実に努めるとともに、行政機能の充実を図り、支所を整備するなど、地域密着型サービスの展開を図ります。

【大地蔵地区】

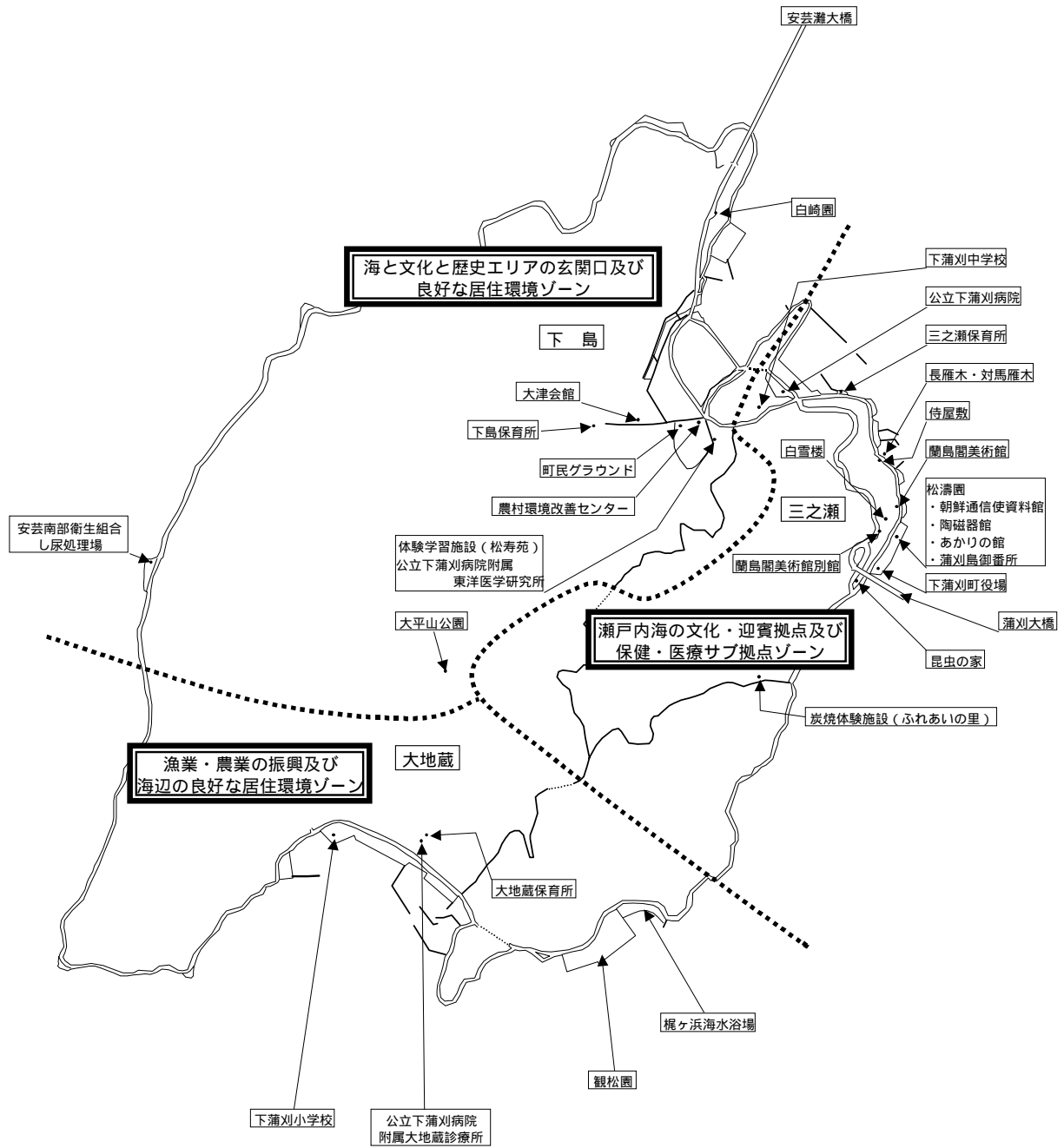
漁業・農業の振興及び海辺の良好な居住環境ゾーン

豊かな自然環境と観光資源としての漁業、農業を生かした多様なソフトの充実、特産品の開発、加工などの展開を図ります。

周辺地域と連携を図りながら、既存のマリン・レクリエーション施設の充実、活用に努め、瀬戸内海のグルメ体験など、安芸灘地域の魅力を強化し、交流人口の増加を図ります。

生活道路の整備、公園やコミュニティ施設の充実など、生活密着型サービスの充実を図るとともに、漁業集落としての特性を生かし、海辺の快適な居住空間の形成を目指します。

下蒲刈町地域の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



5 まちづくり計画

下蒲刈町と呉市との一体化を促進するため、両市町の事業・制度内容について、調整・統一を図るとともに、「まちづくりの基本方針」に基づき、次のような施策を展開します。

1 保健・医療・福祉の充実

少子・高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化に伴い多様化する住民の保健・福祉ニーズに適切に対応し、誰もが安心して生き生きと生活することのできる環境を整備するため、保健・医療・福祉施策の充実及び住民等との協働による地域福祉の充実に努めます。

特に、下蒲刈町においては、呉市と比較して少子・高齢化が進んでおり、安芸灘地域のサブ拠点として、公立下蒲刈病院などの医療施設を活用した保健・医療体制の充実に努めるとともに、高齢者福祉の充実を図り、安心して暮らすことのできる生活環境を整備するため、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所、老人集会所などの機能を有する複合福祉施設の建設を推進します。

また、児童福祉では、社会全体で子育てを支援し、子どもが心豊かに成長していくことのできる環境づくりに努め、多様化する保育ニーズに対応できる機能を充実するとともに、老朽化した保育所施設の整備を推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|----------|-----------|------|
| 福祉施設整備事業 | 複合福祉施設の建設 | 市 |
| 保育施設整備事業 | 保育所の整備 | 市 |

2 生活環境の整備

(1) 快適な居住空間の形成

下蒲刈町においては、人口減少及び高齢化が大きな課題となっており、安心して快適に暮らすことのできる生活環境を整備していくことが求められています。このため、豊かな自然環境を生かした快適な居住空間を形成し、若者の定住促進に努めるとともに、合併後の地域振興のための基金造成について検討し、自治会等によるコミュニティ活動のより一層の活性化と住民参加型の地域自治の充実に努めながら、自分の住む地域に愛着と誇りを持つことのできる、人間性豊かな触れ合いのある地域社会の形成を目指します。

若者の定住促進を図るために、子どもが安全に遊べる施設として、下島地区に遊具を配置した公園を整備するとともに、子どもの遊び場、住民の憩いとレクリエーション及び避難の場として、大地蔵地区に緑地広場を整備し、住民の健康、交流の増進と

地域コミュニティの形成及び防災機能の向上を図ります。

また、快適で潤いのある生活環境の整備を図るために、上流をホタルの里として整備するとともに、下流には炭焼き体験施設等を整備し、総合学習等の場として活用されている住吉川上流のえん堤工付近で行っている緑地の整備を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|-----------|-----------|------|
| 公園・緑地等の整備 | 緑地の整備 | 県 |
| | 公園(遊具)の整備 | 市 |
| | 緑地広場の整備 | 市 |

(2) 消防・防災体制の強化・充実

安全で住みよい社会を実現し、市民の生命・財産の安全を確保するため、市民の防災意識の高揚を図るとともに、未整備であった常備消防体制への移行を通じて、消防・救急救助、防災体制の強化、充実に努めます。

消防では、周辺町と調整し、呉市消防局の出張所の整備を検討するとともに、従来から下蒲刈町の消防・防災面で大きな役割を果たしてきた消防団についても、引き続き充実を図るため、消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車を更新します。

また、集会施設を併設した消防団詰所を建設するとともに、防火水槽等を整備します。

島しょ部特有の地理的特性から、土砂災害や高潮などの被害に対する安全性の向上を図る必要があります。このため、防災では、下島大川の遊砂池の整備等、砂防事業を促進するとともに、浸水対策として排水ポンプ設備を整備し、安全で快適な暮らしのできる環境づくりに努めます。

高潮に対する保全機能の向上を図るため、冬季荒天時には越波被害が発生する三之瀬地区において、景観に配慮した護岸整備などを促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|-------------|------------------------------|------|
| 砂防事業 | 砂防遊砂池等の整備 | 県 |
| 海岸整備事業 | 高潮対策護岸の整備 | 県 |
| 消防設備整備事業 | 消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車等の更新、防火水槽の整備 | 市 |
| 消防団拠点施設整備事業 | 消防団詰所、集会施設の整備 | 市 |
| 浸水対策事業 | 排水ポンプ設備の整備 | 市 |

3 産業の振興

下蒲刈町においては、第1次産業就業者が15%を占めるなど、農林水産業が地域の産業の中で大きな役割を果たしています。

また、瀬戸内海の豊かな自然や文化などの地域資源を生かした観光・交流の振興により、呉市との一体的な発展を進めていく必要があります。

(1) 農林業の振興

農業生産基盤や集落環境等を整備するとともに、生産技術の向上、担い手の育成・確保を図り、地域特性を生かした農業の振興に努めます。

少子・高齢化や人口流出などの対策として、農村振興基本計画に基づき、農業集落における農業生産基盤整備、農業生活環境基盤整備、農村交流基盤整備などの事業を実施します。

作物の搬出や集団的農業を容易にするとともに、集落間の連絡道としても位置付けられる農道や農業の根幹を成す用排水施設、集落排水処理水再利用施設などの生産基盤、農業の振興を支える生活基盤の整備を推進します。

また、林産物の流通合理化を図るとともに、災害時の迂回路としての活用や山林火災の消火活動を円滑に実施するための林道整備を推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|------------|--|------|
| 農村振興総合整備事業 | 農村振興基本計画による農業生産基盤整備， 農業生活環境基盤整備，農村交流基盤整備等 | 市 |
| 農業基盤整備事業 | 農道及び水路等の整備 | 市 |
| 林道整備事業 | 林道大久保線の舗装 | 市 |
| | 林道池之浦線の開設・舗装 | 市 |

(2) 漁業の振興

漁場の整備や漁場環境の維持・保全に努め、漁業生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業の展開や効率的な漁業経営の確立を支援するなど、漁業の振興に努めます。

円滑な港湾・漁業活動を営むため、丸谷地区において、水域を分離し、浮棧橋等の港湾施設の整備・拡充を促進します。

港内の静穏度を保ち、背後地の住民の生命や財産、公共施設等を守るとともに、漁港全体をより良好な漁場環境とするため、大地蔵地区において、藻場機能を持つ自然調和型の防波堤の建設を推進します。

また、海底清掃や干潟造成の実施により、漁場機能を回復させ、沿岸漁場生産の増大を図るとともに、並型魚礁の設置や自然石の海中への投入設置（築いそ）により、作り育てる漁業を推進し、漁家経営の安定と向上を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|------------|---------|------|
| 港湾修築事業 | 浮棧橋等の整備 | 県 |
| 水産基盤整備事業 | 西防波堤の建設 | 市 |
| | 海底清掃 | 市 |
| | 干潟造成 | 市 |
| | 並型魚礁設置 | 市 |
| 漁業経営構造改善事業 | 築いそ | 市 |

(3) 商業・観光の振興

安芸灘諸島地域の玄関口として、蘭島閣美術館や松濤園を拠点とし、瀬戸内の迎賓文化を生かした観光の魅力づくりに努めるとともに、周辺地域と連携を図り、各地域に点在する瀬戸内海の文化と歴史資源を有機的に結び付け、瀬戸内文化回廊ネットワークエリアの整備に努めます。

また、市民の協力の下、観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め、観光客と市民との交流の機会を拡大するとともに、心温まるきめ細かな受け入れ体制の整備を推進します。

このため、ガーデンアイランド構想を継承し、従来の施設整備の効果を生かしながら、地域の魅力を一層向上させるため、丸谷地区において、自然と調和のとれた港湾空間として人工海浜や親水公園などの整備を促進し、物産販売所や休憩所を整備するとともに、蘭島閣美術館や松濤園などの文化施設周辺に街路灯を整備します。

梶ヶ浜海水浴場や観松園などの既存の施設を活用するとともに、簡易宿泊施設や自然石の突堤を整備し、自然体験やマリン・レクリエーションが楽しめる地域として、交流人口の増加を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|----------|----------------|------|
| 観光施設整備事業 | 人工海浜及び親水公園等の整備 | 県 |
| | 物産販売所及び休憩所の整備 | 市 |
| | 文化施設周辺の街路灯整備 | 市 |
| | 簡易宿泊施設の整備 | 市 |
| | 自然石突堤の整備 | 市 |

4 道路・交通体系の整備

呉市と下蒲刈町が一体的に発展していくためには、高速交通体系へのアクセス性の向上を進め、地域の拠点性の向上、地域間交流を促進することが重要です。このため、市域内外の連携、交流を支える道路・交通体系の整備を進めます。

呉市においては、高速交通体系へのアクセスの強化を図るため、東広島・呉自動車道の整備を促進するために必要な生活道路などの周辺整備事業を実施します。

阿賀マリノポリス地区の機能を強化するとともに、国道185号の慢性的な渋滞を緩和し、呉市中心部と下蒲刈町を結ぶ東西交通軸の円滑化を図るため、阿賀虹村線の整備を推進します。

下蒲刈町においては、生活バス路線の充実に努めるとともに、安芸灘大橋の開通に伴い、交通量が非常に増大している県道や町道の改良事業を促進することにより、地域内や呉市への通勤・通学など、住民生活の利便性及び安全性の向上、交流人口の増加を図ります。

また、蒲刈大橋の塗装及びボルト交換を実施し、安全性の確保及び耐久性の向上を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|-------------------|---------------|------|
| 道路改良事業 | 主要地方道下蒲刈川尻線 | 県 |
| | 一般県道見戸代大地蔵線 | 県 |
| | 下島大野線 | 市 |
| | 白崎大亀線 | 市 |
| | 三之瀬1号線 | 市 |
| 東広島・呉自動車道道路建設促進事業 | 関連生活道路等の整備 | 市 |
| 阿賀虹村線整備事業 | 橋りょう建設 | 市 |
| 農道環境整備事業 | 蒲刈大橋の塗装，ボルト交換 | 市 |

5 教育の充実・文化の振興

児童・生徒の教育環境向上のため、学校施設・学習環境の充実を図るとともに、多様化・高度化する市民の学習要求に対応し、呉市における生涯学習機能を下蒲刈町でも享受できるように、生涯学習施設を整備し、学習機会の提供に努めます。

このため、蘭島閣美術館や松濤園、白雪楼などの特色ある文化施設を活用した文化活動機会の充実を図るとともに、農村環境改善センターを改修し、図書室を拡充します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|----------------|--------|------|
| 農村環境改善センター改修事業 | 図書室の拡充 | 市 |

6 行政運営の効率化

地方分権の進展，多様化する行政需要に対応するため，効率的・機能的な行政運営を目指して，事務事業や組織機構の見直しを図り，職員の適正な定員管理や資質向上のための研修等の充実に努めるとともに，合併に伴い拡大する市域の一体性を確保するため，ネットワーク回線の整備，電算システムの変更など，情報通信基盤の整備を推進します。

また，土地を有効・高度利用し，災害復旧や境界紛争の未然防止，公共事業の計画・設計や用地買収等の円滑化及び課税の適正化を図るため，地籍調査事業を推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 | 事業主体 |
|-----------|-----------|------|
| 行政情報化推進事業 | 高速通信網の整備等 | 市 |
| 地籍調査事業 | 地籍調査の実施 | 市 |

6 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧下蒲刈町役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図ります。

7 財政計画（平成15年度～平成24年度）

1 歳入

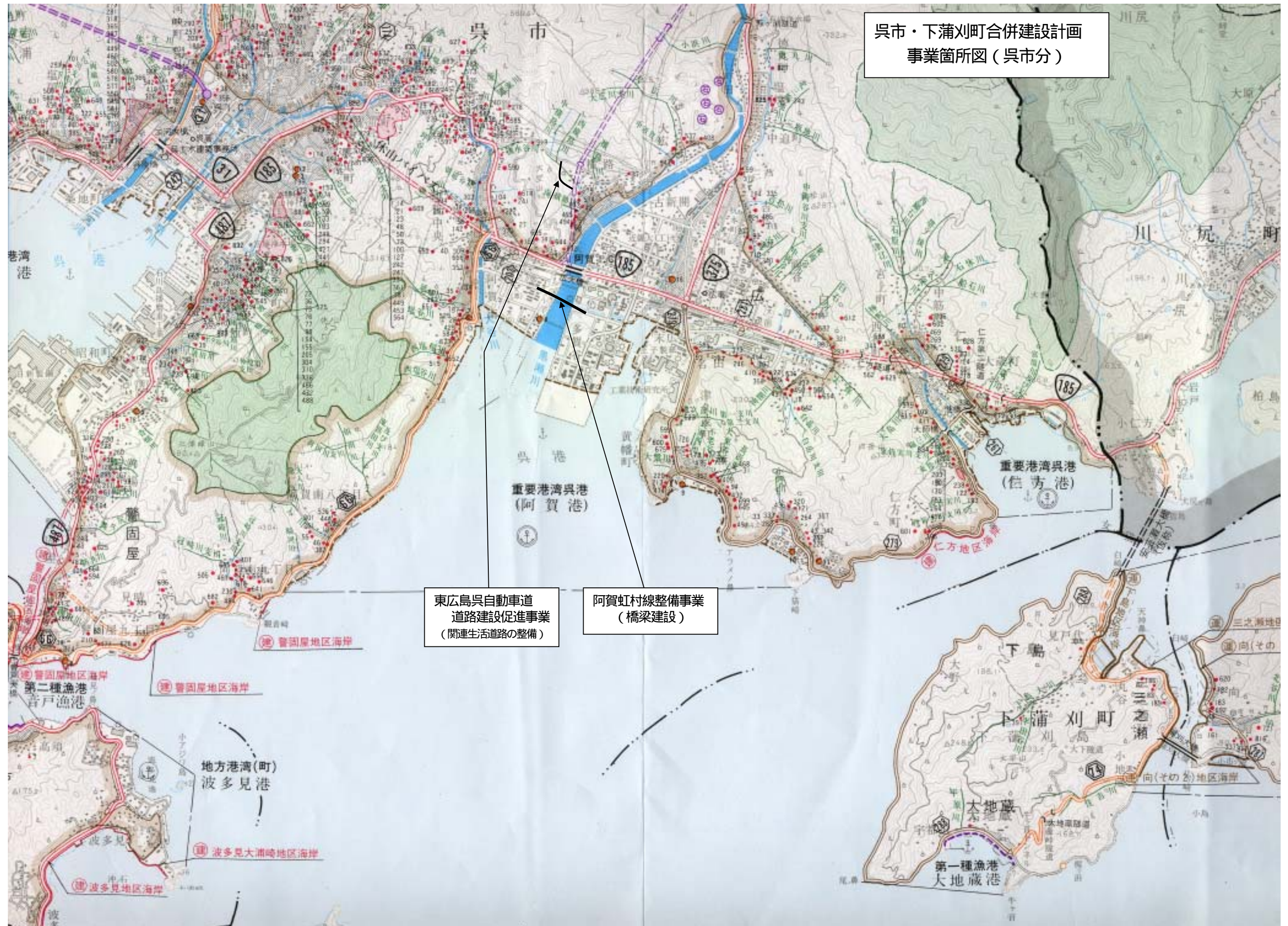
（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|---------|---|
| 市 税 | 262,516 | 市民税，固定資産税，軽自動車税，市たばこ税， 特別土地保有税，都市計画税 |
| 地 方 交 付 税 | 151,546 | 普通交付税，特別交付税 |
| そ の 他 交 付 金 | 33,577 | 地方消費税交付金，利子割交付金，ゴルフ場利用税交付金， 自動車取得税交付金，地方特例交付金等 |
| 国・県支出金 | 142,168 | |
| 市 債 | 68,966 | |
| 繰 入 金 | 6,546 | |
| そ の 他 | 163,255 | 地方譲与税，使用料，手数料，分担金，負担金，財産収入， 諸収入 |
| 合 計 | 828,574 | |

2 歳出

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|---------|------------------|
| 義 務 的 経 費 | 407,369 | |
| 人 件 費 | 181,084 | |
| 扶 助 費 | 129,944 | |
| 公 債 費 | 96,341 | |
| 投 資 的 経 費 | 142,848 | |
| 建 設 事 業 費 | 142,848 | |
| そ の 他 の 経 費 | 278,357 | |
| 物 件 費 | 72,752 | 旅費，需用費，委託料等 |
| 維 持 補 修 費 | 11,523 | 修繕料，原材料費等 |
| 補 助 費 等 | 43,976 | 負担金，補助金，報償費等 |
| 積 立 金 | 8,005 | |
| そ の 他 | 142,101 | 貸付金，投資及び出資金，繰出金等 |
| 合 計 | 828,574 | |

呉市・下蒲刈町合併建設計画
事業箇所図（呉市分）



呉市・下蒲刈町合併建設計画
事業箇所図（下蒲刈町分）



記号例

| 記号 | 説明 | 色 | 線幅 |
|----|-------|---|------|
| — | 国道 | 赤 | 40mm |
| — | 主要地方道 | 黄 | 20mm |
| — | 一般地方道 | 青 | 10mm |
| — | 未舗装道 | 黒 | 5mm |
| — | 河川 | 青 | 10mm |
| — | 海岸線 | 黒 | 1mm |
| — | 境界線 | 赤 | 1mm |
| — | 境界線 | 青 | 1mm |
| — | 境界線 | 黄 | 1mm |
| — | 境界線 | 緑 | 1mm |
| — | 境界線 | 紫 | 1mm |
| — | 境界線 | 黒 | 1mm |



- 農村振興総合整備事業
- 農道及び水路の整備
- 海底清掃：周辺海域
- 地籍調査事業：三之瀬～大地蔵

- 道路改良(白崎大亀線)
- 林道整備(大久保線)
- 道路改良(下島大野線)
- 消防設備整備事業
- 公園(遊具)の整備
- 砂防遊砂池等の整備
- 林道整備(池之浦線)
- 緑地広場の整備
- 西防波堤の建設
- 消防設備整備事業
- 道路改良(見戸代大地蔵線)
- 自然石突堤の整備
- 築いそ
- 並型魚礁の設置
- 簡易宿泊施設の整備
- 道路改良(下蒲刈川尻線)
- 道路改良(三之瀬1号線)
- 緑地の整備
- 道路改良(下蒲刈川尻線)
- 干潟造成
- 高潮対策護岸の整備
- 蒲刈大橋の塗装及びボルト交換
- 道路改良(下蒲刈川尻線)
- 消防出張所整備事業
- 街路灯の整備
- 高潮対策護岸の整備
- 農村環境改善センター改修事業
- 福祉施設整備事業
- 防火水槽の整備
- 消防設備整備事業
- 消防団拠点施設整備事業
- 浮棧橋等の整備
- 道路改良(下蒲刈川尻線)
- 保育施設整備事業
- 親水公園の整備
- 人工海浜等の整備
- 物産販売所及び休憩所の整備
- 浸水対策事業

合併協定書 (案)

呉 市
下 蒲 刈 町

- 1 合併の方式
安芸郡下蒲刈町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の期日
合併の期日は，平成15年4月1日とする。
- 3 財産及び公の施設の取扱い
下蒲刈町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
- 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い
議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により，呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間，下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし，当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
- 5 農業委員会の取扱い
 - (1) 下蒲刈町農業委員会は，呉市農業委員会に統合する。
 - (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により，下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り，呉市農業委員会の委員の残任期間，引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 6 地方税の取扱い
地方税は，呉市の制度に統一する。ただし，両市町で税率の異なるものについては，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
- 7 一般職の職員の身分の取扱い
 - (1) 下蒲刈町の一般職の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。
 - (2) 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。
- 8 特別職の身分の取扱い
下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。
- 9 行政組織機構の取扱い
 - (1) 下蒲刈町役場は，支所とする。ただし，組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。
 - (2) 下蒲刈町に置かれている附属機関は，廃止するが，合併後の附属機関の在り

方については、必要により適切な措置を行うものとする。

10 一部事務組合等の取扱い

下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

11 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

12 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。
- (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

14 町字名の取扱い

下蒲刈町の町字名については、下蒲刈町の意向を尊重する。

15 慣行の取扱い

成人式及び消防出初式は、呉市の制度に統一する。

16 各種事務事業の取扱い

16- 1 福祉制度の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度

の統一を図っていくものとする。

16- 2 国民健康保険事業の取扱い

原則として呉市の制度に統一するものとする。

16- 3 介護保険事業の取扱い

原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、下蒲刈町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。

16- 4 保健・医療制度の取扱い

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

(2) 公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

16- 5 環境事業の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制（料金を含む。）については、当分の間、現行のとおりとする。

16- 6 商工業・観光の振興

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 各種観光施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

16- 7 農林水産業の振興

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

16- 8 まちづくり建設事業

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 下蒲刈町が現在取り組んでいる「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぎ、地域の振興

に努めるものとする。

- (3) 町道，公園，住宅，漁港施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

16- 9 教育・文化・スポーツの振興

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。
- (2) 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については，呉市が引き継ぎ，適切な管理運営に努めるものとする。
- (3) 学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

16-10 コミュニティの振興等

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

16-11 水道事業（簡易水道事業）の取扱い

- (1) 下蒲刈町の簡易水道事業は，現行のとおり呉市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金及び新設分担金については，合併時に呉市の基準に統一するものとする。

16-12 下水道事業（集落排水事業）の取扱い

- (1) 下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は，現行のとおり呉市に引き継ぐ。
- (2) 使用者加入金は現行のとおりとする。また，使用料については，下蒲刈町の整備計画及び事業進ちょく状況，財政計画等を総合的に判断し，合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとする。

16-13 消防・防災体制整備

- (1) 下蒲刈町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。
- また，速やかに消防出張所等の施設整備を図り，安芸灘諸島地域の常備消防体制の強化・充実に努めるものとする。
- (2) 下蒲刈町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していく。

16-14 バス運行事業の取扱い

- (1) 下蒲刈町の町内バス及びスクールバスについては，呉市が引き継ぎ，運行していくものとする。
- (2) 敬老優待乗車及び心身障害者優待乗車は，呉市の制度を適用する。

16-15 安芸灘大橋有料道路通行料金軽減対策事業の取扱い

下蒲刈町の現行制度を呉市が引き継ぎ，実施するものとする。

16-16 電算システムの取扱い

下蒲刈町の電算システムは，合併時に呉市の電算システムに統合し，住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

17 新市建設計画

合併後の建設計画は，別添の「呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）」に定めるところによるものとする。